

浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月22日

条例第32号

浅口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年浅口市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条を次のように改める。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため市外に旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は浅口市職員等の旅費に関する条例(平成18年浅口市条例第45号)の規定に基づき職員が支給を受ける額に相当する額のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、旅費については、浅口市の一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表第1を別表とし、別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。